

# 山梨県地球温暖化対策普及啓発事業業務委託 審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 山梨県地球温暖化対策普及啓発事業業務委託を行わせる者を選定するに当たり、適切かつ公正な審査を行うため、山梨県地球温暖化対策普及啓発事業業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## (業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

## (組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課長を充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。

## (会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、持ち回りにより審査を行う。

## (会議の非公開)

第5条 審査委員会の会議は、公開しない。

## (事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和7年4月25日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

(別紙)

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県新価値・地域創造推進局地域エネルギー推進課	課 長	浅川 豪	委員長
山梨県教育委員会義務教育課	指導主事	安孫子 悠生	
山梨大学	教 授	島崎 洋一	
山梨県地球温暖化防止活動推進センター (公益財団法人キープ協会)	センター長	鳥屋尾 健	